社說

臺灣の經營費掛念するに足らず

前號に臺灣の經營に莫大の費用を要するに就ては同嶋を抵當として內外に公債を募り其金を以て大に着手す可しとの旨を論じたれども是れは萬止むを得ざる場合の手段を述べたるのみ本來我帝國の所見を以てすれば現在日本の國力は租稅の負擔に綽々餘裕ある其中にも差當り清酒稅の如きは更らに大に增加して充分に收入の見込あるものなり其筋にて多年來酒稅の事に經驗ある人の實驗談に一年間を平均して日本人の口に入る酒の量は慥に六百萬石の數に達す可しと云ふ其六百萬石とは各種の酒類及び自家用料の酒をも合算したるものにて清酒の數のみに非ざれども兎に角に日本人の全體に六百萬石の酒量あるは疑もなき事實にして收稅の一點より見れば誠に賴母しき次第なりと云ふ可し人間の情慾は到底制す可らざるものにして酒の味を知めざれば兎も角も既に之を知りたる上は如何にしても止むを得ず然かも其嗜好は生活の發達と共にますます發達するの約束なり或は下等社會の勞働者などに至りては飲酒は決して贅澤の爲めなちず眞實生活の必要として欠く可らず酒稅增加は下等社會を苦しむるものなりとの說もあらんなれども本來是れ奢の嗜むべき所のものは濁酒燒酎等の下酒にして清酒の如きは其口に入るゝ稀なるの常なれば稅を課するには上酒を目的とし下等の貧民には毫も痛痒を感ぜしめざるを度として決行す可し即ち我輩が特に清酒の增稅を主張する所以なり又或は增稅の爲めに酒の價を騰貴せしむるときは其割合に需用を減じて結果は矢張り增さゞると同一なる可しなど掛念するものもあれども前にも云ふ如く飲酒の嗜好は到底制す可らざるのみか酒客の常として一たび上酒の味を解するときは容易に其性質を引下ぐるみと能はざるものなれば平常清酒を用ふる中以上の社會に於ては其價が騰貴したればとて僅々の錢の爲めに嗜好を節し又は其性質を引下ぐるが如きみとは萬々ある可らず假りに一歩を讓り酒價騰貴の影響として需用を減ずるみとありとするも社會の繁昌生活の發達と共に嗜好の益す〳〵贅澤に趨くは人情の自然にして現に今日の實際に日本酒に比較すれば頗る高價なる麥酒、葡萄酒の如き次第に需用を增すの有樣なれば其影響は全く一時の事にして決して永續の氣遣なし我邊の斷じて請合ふ所なれば當局者は只日本人全體の酒量を目的として增稅の決斷を斷ず可きのみ一般に毫も苦痛を感せしめずして充分に目的を達するみと疑ある可らず扨其增稅の程度は如何と云ふに此兩三年間の平均を見るに全國にて清酒の醸造高は凡そ三百五十萬石なり而して其稅は從來一石に付き四圓なりしを過般の改正に由り七圓に增したれども我輩の所見を以てすれば更らに二倍して十四圓に增し更らに進んで三倍二十一圓までの增加は今日の實際に堪え得べきものなり即ち三百五十萬石の清酒千數圓の造石稅は四千九百萬圓、二十一圓なれば七千三百五十萬圓の收入を見る可し此七千萬圓の內幾分は地方費に割當て公共の目的に供するものにして然かも地方費は僅に其負擔に堪へず加ふるに今回の被害にて百七十餘萬圓の復舊工事費を要する其一方には斯る永久の損害を荷ふみとなれば縣民の困難察するに餘りあり云ふ

昔し佐々成政の築きたる堤防なりと傳ふるもの今は河底より一丈何尺の下にありて倘ほ年々歲々淺く成行くよし其理由は近年工業の發達するに從ひ多くの材木を伐採して其跡には樹木を植ゑざるより降雨毎に軟土を押流し激流之を運び來りて河底を埋む爲め漸々に淺く成り行くものなりと云ふ左れば年々の水災を免かれんと欲せば一時間に合せの堤防工事にては到底目的を達し得べきに非ず是非とも河身改修を行ふか然らざれば巨額の費を投じて極めて强固なる堤防を築くの外策なしとなり

○汽車發着時間の改正　東海道官線鐵道の列車發着時間は來る十五日より改正する筈にて官線に連接する各私設鐵道も多少改正する中にも山陽鐵道は官線に接續すべき發車の度數を增し且つ官線山陽直通列車の度數を增加すべき計畫にて既に鐵道局との打合せも濟みたるよしなれば右改正の上は京都以西に往復の乘客には益々便利なるべしと云ふ

産上にも毫も影響を見ずして容易に目的を達す可きものなり清酒稅增加の一事にても臺灣經營の費用の如き其支出に差支なきみとなれば公債云々の決斷は先づ國內に增稅の手段を盡したる後の談と知る可きなり

○雲林附近の平定

去月二十七日午後十二時三十分臺北發にて立見少將より陸軍省に左の如き電報達したる由

內藤少佐は步兵二中隊と工兵一小隊を以て二十七日林杞埔を出發し濟水溪上流（約七里）を掃蕩せしめ同時に鈴田少佐の一中隊を以てタイヘイモウ（太平頂）附近を再度搜索せしむる筈なり其後埔里社は異狀なし日々若干の土匪を捕獲しつゝあり雲林附近特に平地には既に土匪なし

○林杞埔、大平頂の土匪

立見少將より去る三十日午後四時十分臺北發にて左の電報陸軍省に達したる由

二十七日鈴田少佐の隊は雲林を、內藤少佐の隊は林杞埔を發し共にトウウン山地の賊を擊退し二十九日雲林に集合せり此討伐中乘原軍醫下士以下二十七名負傷せり同日林杞埔中尉、秋本少尉、下士以下二十七名戰死し外山は再び少數の賊より襲はれしも守備隊之を擊攘せり要するに林杞埔及び大平頂一帶の地方は悉く土匪にしてカコ（谷戶歟）に抵抗するの狀況なり今日まで今橋隊に生ぜし死傷は僅に百十五名に達せり

○內務省土木局長

久しく兼任なりし內務省土木局長はいよ〳〵竹內綱氏に內定し近日發表せゞしと云ふ

○縣知事の更迭

公使館一等書記官大山綱介、東京府書記官山縣伊三郎兼議院議員櫻井勉、同石阪昌孝の四氏は近日縣知事に轉任或は新任さるゝみとに內定したる由而して櫻井氏は山梨に石阪氏は群馬に赴任するみとになるべしと云ふものあれども任地は未だ確定せずと云ふ

○中央備荒儲蓄金支出の請求

岐阜縣にては去月二十一日の水害に付き既に同縣備荒儲蓄金百分の五以上を支出したるも尙ほ不足なるを以て一昨々日樺山同縣知事より大藏省に中央備荒儲蓄金三萬圓の支出を請求し來りたるよし依て同省にては近日中に右支出の手續に及ぶ筈なりと云ふ

○富山縣の土地堤防

今回の洪水に付き單に被害區域の廣狹より云へば富山縣の如きは岐阜長野等に及ばざれども堤防橋梁等の如き一時の損害を除き土地永遠の損害より云へば綱合に同縣の被害は大なるよし其故は通常の水害に於ては鱒を增すみとなれども富山縣にては連年の出水にて河底淺く爲り居るを以て稍もすれば水勢激奔し易く嘗て內務省傭技師デレケー氏は常願寺川の馬瀨に堤防邊りを巡視の時川に非ず瀧なりと評せしよし而して去月廿一日の洪水は一瀉千里滔々として流るゝ處悉く沃土を盡く押流して代ふるに砂利又は巨石を以てし一面の沃野忽ち磧地に變じたり其面積凡そ千町歩に亘り之を書に換算するには少くも十餘年を要すべし故に一町歩の收穫を三石と見積り一箇年の總額三千石、十箇年を計算すれば三萬石を失する勘定なり同縣は年々の水災

女武者　わかば

第五十五回　皷判官の戰振

木曾は知康に、異計の有りぞとは知るよしも無し、法皇が院宣を賜はるにも人みそれ、知康如きを下し玉ふとは如何なる御事ぞ、皷判官の不遜なる、義仲を見る事土偶も菅ならず、餘り忌々しさに嘲り歸して遣りたれど、いで院宣の御意を奉じて、急ぎ武士共の橫暴狼藉を防がんと左右の武士に命ずる折しも、巴は鎧の袖に一筋二筋の矢を射懸けられたるまゝ、勢込んで木曾の館に馳せ來り、「我君、一大事の候、妾只今院の御所へ參り候はんと、急ぎ馬を打たして候程に、怪しや物の具したる人馬東西に馳せ違ひ、何樣只事ならずと思はれ待りしが、忽ちにして御所の守護に參り合せ居たる五十騎餘の手勢は散々の體にて馳せ來り候、みは何事ぞと問ひ侍りしに、皷判官の讒奏により御所の御憤り烈しく、韓敵源義仲を討取るべしと、北面の武士を始めとして、山門の衆徒浮沫の輩を集め只今打立たんとしてければ、眺くも手勢の五十騎は御所を逐拂はれて候よし聞くと、僅妾は只一人法住寺殿に馳せ向ひ候に、門外の床几には判官知康、赤地錦の鎧直垂に脇楯を着け、二十四指したる征矢を負ひ築地の腹には、萬の佛像大師の御影を繪げかけ、征矢一筋爪繰りながら、妾を見て聲高かに申す樣、只今此矢に白痴者が首の骨を射貫かばやと、大音聲に申して候、妾餘りの憎らしさに、思はず馬を躍らして奮然として進み候へば、判官は慌てふためきて門內へと逃げ入りて候、されど妾は尙ほ追ひせまりて、法住寺殿の守護職巴の劇の參りたり、開門〳〵と呼はり候へども一人答ふる者もなくて、築地の上門の隙間より兩より繁く矢を射かけ候程に、一筋二筋は植ちたりと覺え侍る、妾院の御門打破るはいと易けれど、長くも法皇の在す處なれば已みて侍る、急ぎ御用意ありて然るべう存じ侍る、と、法住寺殿の有樣目に見る如く述べにけり。木曾は感歎四邊を拂つて靜寂平たり、乾と左右と顧みて、みは怪しうも覺ゆるものかな、抑も不審不法の官に見り君を蔑し奉り臣を蔑し失ふ、天下爲めに憂慮して人心安き事なし、君の御世となれども、何の過怠か然るを何の過怠か、事少は菁田を刈り物の上ちねば、五穀奉らん料に、糧米持餘したるもの〳〵も落す、馬蹄くしてか刈り取たり、さしたる能事とべきにあらず、五騎の勢に一俵の米し玉はらず、却て討たんとは奇怪至院宣かな、あれもし皷奴の讒せしなら、いで押寄せて破つべし、急げ殿原仲につゞけ」と、に命じて鎧をば持らせぬ。

側に侍る樋口今井面々は、左右よりめ「我君には物に れ玉ひしか、兵を て御所に向はゞ、

（三）正しく十善の君に引き矢を放つなら明如何でか許し玉仕われ、某等御供し、只其儘の裝束にん、然して只幾度なる由を申し顏を延べて參り知康に宿意あるに院の御所を攻め し」とぞ押止めた木曾は張飛の用々の申す處も理口次郎義光今